

議員提出議案第 16 号

自衛官等に対する偏見及び差別の解消並びに憲法明記を含む法的地位の  
確立を求める意見書

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 24 日

提出者	長	山	家	康
賛成者	仲	間		均
	〃	仲	嶺	忠 師
	〃	東内原		とも子
	〃	友	寄	永 三
	〃	石	川	勇 作
	〃	伊良部		和 摩
	〃	登野城		このみ
	〃	高	良	宗 矩
	〃	新	里	裕 樹

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

国や地方で相次ぐ自衛隊蔑視発言の背景には、憲法上の法的地位の曖昧さや教育現場の偏向があるため、一過性の失言処理で終わらせず、憲法明記、教育の場における公平な学習機会の確保、および社会全体の理解促進という根本解決を強く求めるため。

## 自衛官等に対する偏見及び差別の解消並びに憲法明記を含む法的地位の確立を求める意見書

自衛隊は、我が国の平和と独立を守る国防の任務に加え、大規模災害時における人命救助、復旧支援、急患空輸、不発弾処理、国民保護、国際平和協力活動など、多岐にわたる重要な役割を担っている。

特に、沖縄県は多数の離島を有する県であり、災害対応、急患空輸、不発弾処理、離島地域の安全確保など、自衛隊の活動は県民の生命、身体及び財産を守る上で極めて重要である。

しかしながら、国会において、自衛官を志す若者の家庭環境等に関し、一面的かつ偏見を助長しかねない発言がなされたことは、自衛官及びその家族、さらには将来の入隊を志す若者に対し、誤った印象を与えるものとして強い懸念を抱かざるを得ない。当該発言はのちに撤回、謝罪され、所属政党による処分が下されたものの、その処分内容は身内びいきの極めて甘いものと言わざるを得ず、本質的な反省や名誉回復には至っていない。

こうした自衛隊員に対する心ない蔑視や不適切発言は、国会の場にとどまらず、直近の秋田県議会における「迷彩服で街を歩けば観光に影響する」といった発言をはじめ、地方政治の場においても連鎖的に多発している実態がある。また、過去には、日教組及び県内教職員団体等により、自衛隊音楽隊等が関わる学校、地域行事について中止を求める動きも報じられている。教育現場や社会において、特定の政治的、思想的立場から自衛隊に関する学習や交流の機会が不当に制限されることがあれば、児童生徒が自衛隊の役割を客観的かつ公平に理解する機会を損なうおそれがある。

これら国から地方に至るまでの度重なる偏見発言や排除の動きは、現行憲法において自衛隊の法的地位が曖昧なまま置かれているという構造的問題や、教育現場における組織的な自衛隊忌避の土壌に起因していることは否定できない。自衛官等に対する偏見や差別的な見方が広がることは、人材確保にも悪影響を及ぼし、ひいては我が国の安全保障体制及び沖縄県民の安全安心にも影響を与えかねない。

よって、国及び沖縄県におかれましては、自衛官及びその家族の名誉と尊厳が守られ、自衛隊に対する正しい理解の促進と偏見の解消が図られるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

## 記

- 1 自衛官及びその家族に対する偏見や差別の解消に向け、国民及び県民への啓発並びに理解促進に積極的に取り組むこと。
- 2 自衛隊の役割、自衛官の職務、災害派遣、急患空輸、不発弾処理、国民保護、離島地域の安全確保等について、平和安全教育、職業教育及びキャリア教育の中で、児童生徒が客観的かつ公平に学ぶ機会を確保すること。
- 3 自衛隊に対するいわれのない違憲論を払拭し、国家の根幹たる防衛組織として正当に位置づけるため、憲法への自衛隊明記に向けた議論を加速させ、その法的地位を明確にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年6月24日

石垣市議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣  
防衛大臣、沖縄県知事